

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③ 介護給付、予防給付、市町村特別給付、事業支給費の支給に関する事務 ④ 要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪ 地域支援事業に関する事務 ⑫ 地域支援事業の利用料に関する事務 ⑬ 保険料の徴収、賦課に関する事務 ⑭ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑮ 公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 【国民健康保険団体連合会（国保連合会）との連携／伝送通信ソフト使用業務】 ① 被保険者の資格記録の管理 ② 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ③ 保険者事務共同処理（高額医療合算介護（予防）サービス費事務 ※③について、国保連合会に委託して事務を実施しマイナンバーが記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供する。
③システムの名称	介護保険システム、団体統合宛名システム、中間サーバー、介護認定審査会システム、伝送通信ソフト（国保連合会）、電子申請機能（ぴったりサービス）
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項、別表100の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令）第50条 (3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2第31項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項 ●情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
最も優先度が高いと考えられる対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない	
判断の根拠	山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 1②	【略】 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	【略】 ⑩被保険者の資格記録の管理(伝送通信ソフト使用業務) ⑪被保険者の受給者及び給付実績の管理(伝送ソフト使用業務) ⑫保険者事務共同処理(高額医療合算介護(予防)サービス費事務(伝送ソフト使用業務)) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ※⑫について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しマイナンバーが記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事後	厚生労働省から国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成29年6月1日	I 1③	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、介護認定審査会システム、伝送通信ソフト(国保連合会)	事後	厚生労働省から国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成29年6月1日	II 1いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II 2いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	II ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	II ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康介護課長 藤田弘子	健康介護課長	事後	
令和1年6月18日	II ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	II ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	II ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月8日	II ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	I 1 ①事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩被保険者の資格記録の管理（伝送通信ソフト使用業務） ⑪被保険者の受給者及び給付実績の管理（伝送ソフト使用業務） ⑫保険者事務共同処理（高額医療合算介護（予防）サービス費事務（伝送ソフト使用業務） なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ※⑫について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して事務を実施しマイナンバーが記載された「受給者異動連絡票（訂正時には	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ① 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③ 介護給付、予防給付、市町村特別給付、事業支給費の支給に関する事務 ④ 要介護認定、の要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨ 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩ 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務	事後	評価の再実施による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 1①事務の概要 (上記つづき)		⑪ 地域支援事業に関する事務 ⑫ 地域支援事業の利用料に関する事務 ⑬ 保険料の徴収、賦課に関する事務 ⑭ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑮ 公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 【国民健康保険団体連合会(国保連合会)との連携／伝送通信ソフト使用業務】 ① 被保険者の資格記録の管理 ② 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ③ 保険者事務共同処理(高額医療合算介護(予防)サービス費事務) ※③について、国保連合会に委託して事務を実施しマイナンバーが記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。		
令和6年12月13日	I 1③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、介護認定審査会システム、伝送通信ソフト(国保連合会)	介護保険システム、団体統合宛名システム、中間サーバー、介護認定審査会システム、伝送通信ソフト(国保連合会)、電子申請機能(ぴったりサービス)	事後	評価の再実施による見直し
令和6年12月13日	I 2特定個人情報ファイル名	介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、統合宛名ファイル	介護保険システムファイル	事前	
令和6年12月13日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番68	(1) 番号法第9条第1項、別表100項の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令) 第50条 (3) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2第31項	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番93、94、95	●情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項 ●情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131及び132の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月13日	IVリスク対策 2特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による見直し
令和6年12月13日	IVリスク対策 3特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による見直し
令和6年12月13日	IVリスク対策 3特定個人情報の使用 権限のない者によって不正に使用されるリスク対策	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による見直し
令和6年12月13日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による見直し
令和6年12月13日	IVリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年12月13日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、山口市特定個人情報取扱実施手順に則り、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡し際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、受け渡し記録に残す。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、宛先と違う者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年12月13日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスク対策	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月13日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	8特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスク対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和6年12月13日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	